

(介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付の一部改正)
第九条 介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付(平成十二年厚生省告示第九十三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後 改 正 前

一〇九 (略)
十 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第四条に規定する指定訪問介護をいう。)及び指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)に係る介護の給付

一〇九 (略)
十 別に厚生労働大臣が定める指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第四条に規定する指定訪問介護をいう。)、指定介護予防訪問介護(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)附則第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。)及び指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)に係る介護の給付

(生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部改正)
第十条 生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬(平成十二年厚生省告示第二百二十四号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後 改 正 前

一〇五 (略)
六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第十四条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
七〇一 (略)

一〇五 (略)
(新設)
六〇一 (略)

(独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正)
第十一条 独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成十七年厚生労働省告示第二百九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後 改 正 前

独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。
一 次に掲げる要件の全てに該当する有料老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。)であること。
イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八号第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同法第二十九項に規定する介護医療院に隣接していること。

独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。
一 次に掲げる要件の全てに該当する有料老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。)であること。
イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八号第二十八項に規定する介護老人保健施設に隣接していること。

一〇八 (略)
二〇五 (略)

一〇八 (略)
二〇五 (略)

(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)
第十二条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～4 (略) 5 認知症対応型共同生活介護費 イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき) (1) 認知症対応型共同生活介護費(I) (一) 要介護1 759単位 (二) 要介護2 795単位 (三) 要介護3 818単位 (四) 要介護4 835単位 (五) 要介護5 852単位 (2) 認知症対応型共同生活介護費(II) (一) 要介護1 747単位 (二) 要介護2 782単位 (三) 要介護3 806単位 (四) 要介護4 822単位 (五) 要介護5 838単位 ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき) (1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) (一) 要介護1 787単位 (二) 要介護2 823単位 (三) 要介護3 847単位 (四) 要介護4 863単位 (五) 要介護5 880単位 (2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) (一) 要介護1 775単位 (二) 要介護2 811単位 (三) 要介護3 835単位 (四) 要介護4 851単位 (五) 要介護5 867単位 注1～3 (略) 4 ロについて、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。 5～7 (略) ハ～ル (略) 6～8 (略)</p>	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～4 (略) 5 認知症対応型共同生活介護費 イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき) (1) 認知症対応型共同生活介護費(I) (一) 要介護1 759単位 (二) 要介護2 795単位 (三) 要介護3 818単位 (四) 要介護4 835単位 (五) 要介護5 852単位 (2) 認知症対応型共同生活介護費(II) (一) 要介護1 747単位 (二) 要介護2 782単位 (三) 要介護3 806単位 (四) 要介護4 822単位 (五) 要介護5 838単位 ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき) (1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) (一) 要介護1 787単位 (二) 要介護2 823単位 (三) 要介護3 847単位 (四) 要介護4 863単位 (五) 要介護5 880単位 (2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) (一) 要介護1 775単位 (二) 要介護2 811単位 (三) 要介護3 835単位 (四) 要介護4 851単位 (五) 要介護5 867単位 注1～3 (略) 4 ロについて、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。 5～7 (略) ハ～ル (略) 6～8 (略)</p>

(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十三条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百一十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～5 (略)</p> <p>6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）</p> <p>イ 介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費</p> <p> (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p> a 要支援1 465単位</p> <p> b 要支援2 577単位</p> <p> (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p> a 要支援1 465単位</p> <p> b 要支援2 577単位</p> <p>(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費</p> <p> (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p> a 要支援1 437単位</p> <p> b 要支援2 543単位</p> <p> (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p> a 要支援1 437単位</p> <p> b 要支援2 543単位</p> <p>ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p> (一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p> a 要支援1 543単位</p> <p> b 要支援2 660単位</p> <p> (二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p> a 要支援1 543単位</p> <p> b 要支援2 660単位</p> <p>(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p> (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p> a 要支援1 512単位</p> <p> b 要支援2 636単位</p> <p> (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p> a 要支援1 512単位</p> <p> b 要支援2 636単位</p> <p>注1～7 (略)</p>	<p>別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～5 (略)</p> <p>6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）</p> <p>イ 介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費</p> <p> (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p> a 要支援1 465単位</p> <p> b 要支援2 577単位</p> <p> (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p> a 要支援1 465単位</p> <p> b 要支援2 577単位</p> <p>(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費</p> <p> (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p> a 要支援1 437単位</p> <p> b 要支援2 543単位</p> <p> (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p> a 要支援1 437単位</p> <p> b 要支援2 543単位</p> <p>ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p> (一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p> a 要支援1 543単位</p> <p> b 要支援2 660単位</p> <p> (二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p> a 要支援1 543単位</p> <p> b 要支援2 660単位</p> <p>(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p> (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p> a 要支援1 512単位</p> <p> b 要支援2 636単位</p> <p> (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p> a 要支援1 512単位</p> <p> b 要支援2 636単位</p> <p>注1～7 (略)</p>

8 医師が、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

9～13 (略)

ハ～ヘ (略)

7～9 (略)

8 医師が、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

9～13 (略)

ハ～ヘ (略)

7～9 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十四条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位</p> <p>(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 743単位</p> <p>ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位</p> <p>(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 ロについて、医師が、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>ハ～ヌ (略)</p>	<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位</p> <p>(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 743単位</p> <p>ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位</p> <p>(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 ロについて、医師が、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>ハ～ヌ (略)</p>

(介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第十五条 介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第百六十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
区分	科 目	時間数	備 考	区分	科 目	時間数	備 考
講義	介護保険制度の理解に関する講義	一時間		講義	介護保険制度の理解に関する講義	一時間	
	介護サービスの基礎的知識に関する講義	二時間			介護サービスの基礎的知識に関する講義	二時間	
	介護サービス情報の公表制度の理念に関する講義	一時間			介護サービス情報の公表制度の理念に関する講義	一時間	

演習	介護サービス情報の公表制度の内容に関する講義	一時間	
	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十七第一項に規定する調査員の心得に関する講義	三十分	
	介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義	二時間	介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスの種類ごとに行うこと
	介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の理解に関する講義	一時間	
	介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の演習	三時間	

注1 (略)

2 右記研修の内容のうち、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したときは、それぞれ当該各号に掲げる他の介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。また、第一号、第六号、第八号及び第十一号の各号において、それぞれ当該各号内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、第九号及び第十号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。

一 訪問介護、夜間対応型訪問介護

二 五 (略)

六 通所介護、地域密着型通所介護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三十八条に規定する指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

七 十一 (略)

十二 介護老人保健施設、介護医療院、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という)第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

十三 介護療養型医療施設、施行規則第十四条第三号又は第四号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第三号又は第四号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

演習	介護サービス情報の公表制度の内容に関する講義	一時間	
	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十七第一項に規定する調査員の心得に関する講義	三十分	
	介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義	二時間	介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスの種類ごとに行うこと
	介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の理解に関する講義	一時間	
	介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の演習	三時間	

注1 (略)

2 右記研修の内容のうち、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したときは、それぞれ当該各号に掲げる他の介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。また、第一号、第六号、第八号及び第十一号の各号において、それぞれ当該各号内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、第九号及び第十号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。

一 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

二 五 (略)

六 通所介護、地域密着型通所介護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三十八条に規定する指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

七 十一 (略)

十二 介護老人保健施設、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という)第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

十三 介護療養型医療施設、施行規則第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

第十六条 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改正
 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）

イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(二) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

a i からivまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

i・ii (略)

iii 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iv v vi (略)

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）

イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(二) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して三年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

a i からivまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

i・ii (略)

iii 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iv v vi (略)

(傍線部分は改正部分)

b i から v までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある i、iii 若しくは iv に規定する施設、ii に規定する事業を行う場所又は v に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii s v (略)

c・d (略)

(二) (略)

(2) s (5) (略)

ロ s ト (略)

二・三 (略)

b i から v までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある i、iii 若しくは iv に規定する施設、ii に規定する事業を行う場所又は v に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii s v (略)

c・d (略)

(二) (略)

(2) s (5) (略)

ロ s ト (略)

二・三 (略)

（厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務の一部改正）

第十七条 厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務（平成十九年厚生労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務）</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であつて、次の要件に該当するものとする。</p> <p>一 s 三 (略)</p> <p>四 当該業務を行うことにより、当該社会医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>（収益業務の種類）</p> <p>第二条 収益業務の種類は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業、林業</p> <p>二 漁業</p>	<p>（法第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務）</p> <p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であつて、次の要件に該当するものとする。</p> <p>一 s 三 (略)</p> <p>四 当該業務を行うことにより、当該社会医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>（収益業務の種類）</p> <p>第二条 収益業務の種類は、日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第三百三十九号）に定めるもののうち、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 農業</p> <p>二 林業</p>

<p>三 製造業</p> <p>四 情報通信業</p> <p>五 運輸業、郵便業</p> <p>六 卸売業、小売業</p> <p>七 不動産業、物品賃貸業（建物売買業、土地売買業を除く。）</p> <p>八 学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>九 宿泊業、飲食サービス業</p> <p>十 生活関連サービス業、娯楽業</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 医療、福祉（病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。）</p> <p>十三・十四 (略)</p>	<p>三 漁業</p> <p>四 製造業</p> <p>五 情報通信業</p> <p>六 運輸業</p> <p>七 卸売・小売業</p> <p>八 不動産業（建物売買業、土地売買業）を除く。）</p> <p>九 飲食店・宿泊業</p> <p>十 医療、福祉（病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。）</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二・十三 (略)</p>
---	--

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部改正）

第十八条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）附則第二十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第七号）附則第二条に規定する軽費老人ホームA型及び軽費老人ホームB型を除く。）</p> <p>三 介護保険法第八十八条第二十八項に規定する介護老人保健施設</p> <p>四 十 (略)</p> <p>十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条の規定により登録されている賃貸住宅</p>	<p>改 正 前</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（身体の機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものが入所する施設として厚生労働大臣が定めるものに限る。）</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設</p> <p>三 九 (略)</p> <p>（新設）</p>
--	--

（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部改正）

第十九条 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p> <p>別表第一</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生</p>	<p>改 正 前</p> <p>別表第一</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生</p>
--	--

第二十条 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第五百九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生</p>	<p>別表第一</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生</p>
<p>活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院)</p> <p>別表第三</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院)</p> <p>別表第四</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院</p> <p>五 (略)</p>	<p>活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設)</p> <p>別表第三</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設)</p> <p>別表第四</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護保険法に規定する介護老人保健施設</p> <p>五 (略)</p>

<p>改 正 後</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ（略）</p>	<p>第二十一条 指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p>	<p>活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院</p> <p>別表第三</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院</p> <p>別表第四</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 介護保険法に規定する介護老人保健施設</p> <p>五（略）</p>
<p>改 正 前</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ（略）</p>	<p>第二十一条 指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p>	<p>活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設</p> <p>別表第三</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護を除く）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設</p> <p>別表第四</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 介護保険法に規定する介護老人保健施設</p> <p>五（略）</p>

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p>	<p>改 正 後</p>	<p>ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>(四) (略)</p> <p>ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設（設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設（設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間</p> <p>間</p> <p>(一) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>(一)・(三) (略)</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>二 (略)</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p>	<p>改 正 前</p>	<p>ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>(四) (略)</p> <p>ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設（設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設（設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間</p> <p>間</p> <p>(一) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>(一)・(三) (略)</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>二 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) (略)

(二) 障害者支援施設、児童福祉法第七十一条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二) (略)

(三) (略)

二 (略)

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) (略)

(二) 障害者支援施設、児童福祉法第七十一条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二) (略)

(三) (略)

二 (略)